

契約事項

- 1 契約金の支払は適正な請求を受領後、30日以内とする。ただし、やむを得ない理由のあるときは、その期間を45日まで延長することができる。
- 2 受注者または貸貸人（以下「受注者等」という。）の責めに帰すべき理由により、納期または履行期限（以下「履行期限」という。）内に当該契約の納品または履行が完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき、または100円未満であるときは、その端数額またはその全額を切り捨てる。）を遅延違約金として支払うものとする。
- 3 発注者または貸借人（以下「発注者等」という。）は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。
 - (2) 履行限内に履行が完了しないとき、または履行期限後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと発注者等が認めるとき。
 - (3) 契約の締結または履行に当たり不正な行為をしたとき。
- 4 発注者等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当したときは、ただちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 契約の履行を完了することができないことが明らかであるとき。
 - (2) 受注者等が当該契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 受注者等から正当な理由による契約解除の申出があったとき。
 - (4) 受注者等が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判断したとき。
 - (5) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条もしくは第8条の2の規定にもとづく公正取引委員会の受注者等に対する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）または同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定にもとづく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、または排除措置命令または納付命令において、この契約に関して、同法第3条または第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (6) 受注者等（受注者等が法人の場合にあっては、その役員またはその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6または同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者等は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者等に支払わなければならない。
 - (1) 前2項の規定（前項第3号を除く。）によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者等がその債務の履行を拒否し、または受注者等の責めに帰すべき事由によって受注者等の債務について履行不能となった場合
- 6 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者等について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者等について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者等について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2号に規定する再生債務者等
- 7 受注者等は、第6項各号のいずれかに該当するときは、発注者等が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第6項第1号のうち、排除措置命令等の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項にもとづく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合
 - (2) 第6項第2号のうち、受注者等の刑法第198条の規定による刑が確定した場合
 - (3) その他発注者等が特に認める場合
- 8 前項の規定は、発注者等に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 9 発注者等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。なお、各号における法人の代表者等とは、法人の代表者もしくは役員（役員として登記または届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）、支店もしくは営業所を代表する者もしくは法人と直接雇用契約を締結している正社員または個人事業主をいい、暴力団等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員ならびに暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
 - (1) 法人の代表者等が暴力団等であるとき、または暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 法人の代表者等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、または便宜を供与するなど、暴力団等の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - (3) 法人の代表者等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人の代表者等が、暴力団等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
 - (5) 法人の代表者等が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。
 - (6) 法人の代表者等が、青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年4月1日実施）第5項第1号の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。
- 10 受注者等が前項各号のいずれかに該当したときは、発注者等が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者等は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者等の指定する期間内に支払わなければならない。
- 11 前項の規定は、この契約の履行が完了した後も5年間適用する。
- 12 受注者等は、この契約の履行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為またはこれらに類する行為をいう。）を受けた場合は、当然として拒否し、その旨を速やかに発注者等に報告するとともに、警察に届け出ること。また、警察の捜査に協力すること。
- 13 その他疑義が生じた場合は発注者等と協議の上、解決するものとする。